

## 料金体系表

### 入会金

会社単位に1回のみ **100,000 円**（税別）  
 収集運搬・処分業者様として既にご利用の場合は、**50,000 円**（税別）

### 月額利用料

以下、(1) + (2) + (3) の料金となります。

#### 1 支店課金 ※必須設定

登録現場数	利用料（税別）
1～10	10,000円
11～30	30,000円
31～50	50,000円
51以上	70,000円

#### 2 部署課金 ※任意設定

**1,500 円**（税別）／部署数

#### 3 マニフェスト登録料 ※必須設定（グループごとに算出）

月間マニフェストデータ登録件数	1マニフェスト登録あたりの単価（税別）
1～500	150円
501～1,000	140円
1,001～1,500	130円
1,501～2,000	120円
2,001～3,000	110円
3,001～5,000	100円
5,001～10,000	90円
10,001～20,000	80円
20,001以上	70円

#### 1マニフェスト登録あたりの単価について

グループで算出した月間マニフェストデータ登録件数が1マニフェスト登録あたりの単価となります。

例)

【グループ】A会社（全支店で2,500枚/月）  
 L 【支店】大阪支店（1,000枚/月）  
 L 【支店】東京支店（1,500枚/月）

（月間マニフェストデータ登録件数2,001～3,000枚の単価が適用）

・大阪支店  
 1,000枚 × 110円 = 110,000円  
 ・東京支店  
 1,500枚 × 110円 = 165,000円  
 ※ご請求は支店ごとになります。

- ▶ 産廃処理委託契約サービス「er-contract」の料金も含まれます。
- ▶ ご請求時は各作業所ごとのデータ登録件数明細をお付けいたします。
- ▶ (1)の「登録現場」、(2)の「部署数」は、課金月内に1日でも有効にご登録されていた組織の総数とし、課金月内に削除された組織や一時停止中の現場も課金対象となります。
- ▶ 月間マニフェストデータ登録件数は、課金月内に初めて承認されたデータとし、課金月内に削除されたデータも課金対象となります。

本件に関するご質問やお問合せは、下記にて承っております。

## 料金体系表

### 入会金

会社単位に1回のみ 50,000 円（税別）

### 月額利用料

#### ◆ マニフェスト報告料

##### 1 収集運搬業者（通常料金）

月間マニフェストデータ報告件数	利用料（円/月・事業所） （税別）
0	500円
1～10	3,000円
11～50	5,500円
51～100	12,500円
101～200	17,500円
201～300	22,500円
301～500	30,000円
501～3,000	45,000円
3,001～10,000	50,000円
10,001以上	5円 × 件数

##### 2 処分業者 ※処分場ごとの課金

月間マニフェストデータ報告件数	利用料（円/月・事業所） （税別）
0	1,000円
1～10	5,500円
11～50	10,500円
51～100	22,500円
101～200	32,500円
201～300	42,500円
301～500	55,000円
501～3,000	75,000円
3,001～10,000	100,000円
10,001以上	10円 × 件数

- ▶ 産廃処理委託契約サービス「er-contract」の料金も含まれます。
- ▶ 月間マニフェストデータ報告件数は、課金月内に初めて報告された件数とし、課金月内に削除されたデータも課金対象となります。

#### ◆ 2次マニフェスト登録料

100円 円/件（税別）

- ▶ 2次マニフェストデータ登録件数は、課金月内に初めて承認されたデータとし、課金月内に削除されたデータも課金対象となります。

### オペレーション教育費

※任意

50,000 円/回（税別）

- ▶ 2回目以降の場合、交通費は別途請求させていただきます。

本件に関するご質問やお問合せは、下記にて承っております。

## 単品目（がれき・汚泥）特別料金（収集運搬業者様）

### 入会金

法人単位 50,000円（税別）

### 年会費

40,000円（税別）

※産廃処理委託契約サービス「er-contract」の料金も含まれます。

### ご利用条件

1. ご利用品目は「がれき類」・「汚泥」のみ

- ・収集運搬業の許可品目にかかわらず、弊社システムをご利用される品目を「がれき類」または「汚泥」のいずれか、もしくは両方のみに限定すること。（※1）  
（同時に処分業を営まれる業者様でも適用可能です）

2. 登録ドライバーは10人以下

- ・弊社システムに登録される運転手様（ドライバー）の数が10人以下であること。（※2※3）

※1：システム上、許可品目として「がれき類」「汚泥」以外の品目を設定していただくことは可能ですが、当該2品目以外の品目をご利用された場合は、当該月のみ収集運搬業者様向けの通常料金をご請求させていただきます。なお、このご請求額と当月分に相当する年会費との相殺は行いません。

※2：システム上、11人以上のドライバーを登録していただくことは可能ですが、11人以上のドライバーを登録された場合は、当該月のみ収集運搬業者様向けの通常料金をご請求させていただきます。なお、このご請求額と当月分に相当する年会費との相殺は行いません。

※3：ドライバー数のカウント方法について  
ドライバー数のカウントは、現登録人数だけではなく、当該月に削除されたドライバーも含みます。

上記のご利用条件の適用範囲を超えた場合、当該月のみ通常料金が発生しますのでご注意ください。

### オペレーション教育費

※任意

50,000 円/回（税別）

▶ 2回目以降の場合、交通費は別途請求させていただきます。

本件に関するご質問やお問合せは、下記にて承っております。